

(財)女性のためのアジア平和国民基金

## 第2回理事会

平成8年1月

平成 8 年 1 月 19 日  
財團法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 2 回 理 事 会

議 題

【議事】

- (1) 理事の増員について
- (2) 対話チーム派遣について
- (3) 新内閣に対する要望について
- (4) 議員連盟との懇談の場を作る
- (5) 理事長の諮問機関の設置について
- (6) その他

【報告】

- (1) 募金状況
- (2) DM発出ぶり
- (3) その他

## 対話チームの発言要旨・想定問答（案）

1月16日事務局作成

### 1. 発言要旨

#### 《対話チームの目的》

今回の対話チームは、「基金」のご説明をさせていただき、「基金」に対する理解を深めていただくと同時に、私どもの活動に皆様方の意向が十分に反映できるようにするために、ご訪問させていただきました。

今日は、みなさまと十分に対話をを行い、今後の私どもの活動に活かしたいと考えています。

また、こうした対話は、今回だけで終わらせるのではなく、今後も行うようにしていきたいと思います。

私たちの事業を進めるためには、こうした対話を抜きには出来ません。特に、「国民的な償い」を届ける事業、医療・福祉支援事業の具体化にあたっては、みなさんの意向をふまえることが何よりも重要なことです。

今後もいろいろな機会を使ってみなさんとの対話を続けていくよう努力いたします。

#### 《「基金」の事業の説明》

##### 1. 「基金」の全体像

「アジア女性基金」は、国民と政府の協力で次の事業を行うために、昨年の7月19日に発足しました。

- ①「基金」は国民からの募金で、従軍慰安婦にさせられた方々に「国民的な償い」を行います
- ②政府の資金等で、従軍慰安婦にさせられた方々にお役に立つ医療・福祉等の事業の支援を行います
- ③政府の資金等で、上記の②のほか、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題に取り組んでいるNGOの事業を支援します。
- ④過去の「従軍慰安婦」問題に関する資料を整え、歴史の教訓といたします。

以上の「基金」の事業に加え、政府として次のことを行います。

- ⑤「基金」が上記の事業を行う際、従軍慰安婦にさせられた方々に、国としての率直なお詫びと反省の気持ちを表明します。
- ⑥過去の「従軍慰安婦」問題に関する資料を整え、再びこのようなことが起きないよう歴史の教訓とします。
- ⑦「基金」の運営費を補助します。

## 2. 「国民的な償い」について

「基金」は、国民参加によって、従軍慰安婦にさせられた方々への「国民的な償い」を行うために募金を行っています。これは、国民の心からの「お詫びと反省」の気持ちを表すものです。この募金は、昨年の8月15日に、主要な新聞に広告を掲載し、広く国民に呼びかけがはじまり、現在、1億数千万円が寄せられています。

## 3. 医療・福祉の事業への支援

従軍慰安婦にさせられた方々にお役に立つ医療・福祉等の事業への支援は、政府からの資金などにより、「基金」が行うものですが、例えば、元「従軍慰安婦」の方々に対する医療関係の補助などが考えられます。

従軍慰安婦にさせられた方々にお役にたたないものでは意味がありませんので、出来る限りみなさんの意向を反映してきめ細かな医療・福祉の支援を行うようにしたいと考えています。

ぜひ、要望、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

## 4. 歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、「基金」としても資料の整備を進め、国民の間に「従軍慰安婦」問題の認識を深めるための活動を行っています

## 2. 意見交換会答

質問1 「国民的な償い」に政府から支出されるか。

答 え 「国民的な償い」は、国民一人ひとりの「お詫びと反省」の気持ちを表明するためのものですから、政府からは支出されません。

質問2 それでは、政府は何をしてくれるのか。

答 え 政府は、請求権の問題については国と国との間で国際法に従い処理をしてきましたが、「従軍慰安婦」問題を真摯に受け止め、政府として「お詫びと反省」の気持ちを、従軍慰安婦にさせられた方々個々に具体的に表明することになっています。

さらに、政府が支出し、「基金」をとおして従軍慰安婦にさせられた方々にお役に立つような医療・福祉等の事業の支援を行います。

このようなことが再び起きないようにするために、過去の従軍慰安婦問題の歴史資料を整えて歴史の教訓とすることになっています。

合わせて、今日的な女性の名誉と尊厳に関する問題に対し、政府が支出し、「基金」をとおして、この問題の解決に向け取り組んでまいります。

さらに次のように、

「『お詫びと反省』の気持ちの表明は、具体的には『総理の謝罪の手紙』が個々の元『従軍慰安婦』に届くのか」と質問された場合は、

「政府は検討中ですが、『基金』として政府に要望しています」と答える。

質問3 「募金」は1億数千万円しか集まっていないが、今後の見通しは、

答 え 国民への広報活動はまだ十分とは言えませんが、ポスターやチラシを作成したり、新聞広告などをとおして「募金」を呼びかけています。徐々にではありますが、「募金」も国民の間に浸透しつつありますので、見通しはけして暗くないと考えています。

質問4 支給の一人ひとりの金額はいくらになるか

答 え 今検討しているところです。今回の対話をとおしてみなさんの意向も参考にして決定したいと考えています。しかし、私たちとしては、国際的にみてはずかしくない金額になるよう努力しなければならないと考えています。

質問5 国、地域、あるいは被害の内容によって支給額に差がつけるのか。

答 え 一律が原則と考えています。

質問6 支払う対象をどのように考えているのか。「基金」として認定するつもりか。

答 え 政府や関係団体が把握している実情を尊重しながら考えることにしています。

質問7 レイプの被害者もまったく慰安婦と同じだと考えているか。

答え 今回の「基金」がやろうとしていることは、「従軍慰安婦」という特別な被害者に対して行うもので、レイプの被害者とは違ったものと考えています。

さらに次のように

「私たちの中には、レイプもいる。それははずされるのか」と聞かれた場合、「同様に取り扱うのは困難であると思う」と答える。

☆ 「では、『基金』が考えている『従軍慰安婦』とはどういうものをさすか」と聞かれた場合、  
「我々『基金』としては、かつての戦争の時代に、旧日本軍の慰安所等で、一定期間将兵等に性的奉仕を強いられた方々を『従軍慰安婦』と考えています」と答える

質問8 支給はどのように行われるのか。フィリピン（台湾、韓国）政府あるいは赤十字などをからむようにするのか。

答え フィリピン（台湾、韓国）政府やみなさんとの意向を聞き相談しながら決定いたします。

質問10 支給時期は何時ごろか

答え できるだけ早く支給が開始出来るよう努力したい。のために、募金がもっと集まるよう努力することと、被害者、被害者団体、フィリピン（台湾、韓国）政府、日本政府など関係者の協力も必要だと思います。

質問11 新内閣の成立は、「基金」に影響はあるか。

答え 「基金」は自民党、社会党、さきかけの与党三党で合意し、「基金」を支援することとしています。その方針で「基金」は発足し活動を開始し、軌道にのっています。したがって、「基金」に影響を及ぼすことはありません。

質問12 「国民的な償い」を受け取ったら、条件はつけられるのか。例えば、裁判に不利になるとか、提訴を取り下げる事が要求されるのか。

答え そのようなことは想定できません。

質問13 政府は、「『基金』ですべてを終わらす」と発言していると聞くが。どちらにしても、これで終りになるのか。

答え 政府は、そのような発言はしておりません。「基金」は、あくまでも日本国民としてのお詫びと反省の気持ちを表すためのものです。

質問14 医療・福祉の事業はどう具体化するか

答え 従軍慰安婦にさせられた方々の意向をふまえて、具体化させます。今日は、みなさんのご要望をできるだけ詳細にお聞きしたいと思います。

The AWF Dialogue Team

---

Opening Remarks

On behalf of the dialogue team, let me first express our deep gratitude to you all for arranging a meeting with you this morning(afternoon).

We are here in a spirit of dialogue with the following purposes:

1. to explain about the aims, activities and components of the Asian Women's Fund for your better understanding of the Fund.
2. to have a clearer picture of the problem of the "wartime comfort women" by listening to the views and wishes of the persons and organizations directly concerned, so that the views, wishes and needs of you may be duly reflected in the activities of the Fund.

This is the first, but hopefully not the last time for us to have dialogues with you. We wish to continue our dialogues as occasion calls in the months or years to come. It is our firm belief that the purposes of the Fund (or the peace and friendship of Asia) would not be fully attained without sincere dialogues with you, especially in the case of implementing medical and welfare projects for you.

We will try to continue our dialogues, availing ourselves of any opportunity here in Manila and in Tokyo in the future.

Q1:

National atonement will come from citizens, not from Government, as the expression of sincere apology and profound remorse of each and every citizen.

Q2:

As for legal aspects of the issue, all issues of reparations, property and claims relating to the war, including those of wartime "comfort women" have been legally settled in accordance with the (San Francisco Peace Treaty, bilateral peace treaties and other) relevant international agreements.

The Government, however, has considered seriously this "comfort women" issue, and will express sincere apologies and remorse to each victim.

Furthermore, through the use of government funding, Fund will support those people implement medical and welfare projects which are of service to them. In addition, the Government will collate historical documents on former "comfort women" to serve as a lesson of history.

And through the use of government funding also, the Fund will make efforts to address contemporary problems related to the honor and dignity of women.

The matter is being studied by Government. The Fund is asking the Government to deliver a letter of sincere apologies and profound remorse from the Prime Minister to each victims.

Q3:

The PR activities have not progressed satisfactorily and the public awareness is not yet enough. However, we have been continuously appealing to the public through mass media -- TV, radio and with posters and leaflets. More and more donations are coming in, so there is no reason why we should be prematurely overoptimistic about the level and pace of the fund-raising.

Q4:

As we are now studying the matter, we have not yet come to a definite conclusion. Through the important dialogue with you this time and paying due consideration to your views and opinions, we hope that we will be able to reach a fair conclusion. In any event, our position is this: we should endeavour to ensure that the amount of atonement be appropriate from international view-point.

Q5:

Our position is that in principle all the cases should be treated equally. (the same principle should be applied to all the cases equally, irrespective of country, state and contents of damages.)

Q6:

The matter is being studied. We endeavour to respect the data and information owned by the Government and organizations concerned.

Q7:

It may be difficult to treat the two categories completely on an equal level.

## 募　金　状　況　　(1月12日現在の速報による)

郵政省よりの速報による。金額については手数料を控除した後の残額が計上されている。

月 日	郵 便 振 替		銀 行 振 込		増 額	累 計	
	件数	金 額	件数	金 額		件数	金 額
1996. 1. 4	5,963	112,799,240	1,999	20,955,267	2,855,247	7,962	133,754,507
1. 12	6,105	114,035,622	1,999	20,955,267	1,236,382	8,104	134,990,889

寒冷の候、御清祥のこととお慶び申し上げます。

「従軍慰安婦」にされた方々への謝罪と償いを、政府と国民が協力してはたすために発足した「女性のためのアジア平和国民基金」は、このたびリーフレットとパンフレットを作成しました。あらためて国民の皆様に広く問題への理解を図る、基金をお願いしていくつもりです。

先生にも「一読いただき、基金の活動にご支援をたまわります」というお願い申し上げます。千円でも1千円でも結構ですが、一応一千五百円程度とい理解いたまたく存じます。

また、先生が賛同して掲金して下さったところを基金の広報等に発表させていただくことは差し支えないかどうか、お知らせ願いたく存じます。

リーフレットとパンフレットについての意見も、併せて頂戴できれば幸いです。基金に対する批判が存在し、被害当事者の方々の中にも反発があることは承知しておりますが、日本政府と国民の謝罪と償いのところが強く示されれば、最終的な理解がいただけると信じております。

関係者一同いつそうの努力をいたす所存ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

一九九五年十一月

女性のためのアジア平和国民基金  
理事長 原 文兵衛  
呼びかけ人代表 赤松 良子

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS no.3

1/19/1996

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)事務局  
◎郵便振替口座:00180-3-71164 ◎電話:03-3583-9346

## フィリピン、台湾へ対話チーム送る

アジア女性基金は、対話チームを1月22日から25日フィリピンへ、また1月24日から27日台湾へ送ることにしました。韓国への対話チーム派遣は迫って計画することとしました。

フィリピン訪問チームのメンバーは有馬真喜子副理事長と林陽子運営審議会委員、台湾は下村満子理事と中嶋滋運営審議会委員。事務局員が随行します。

対話とチームは当地の当事者団体、支援団体や政府関係者との面談を行い、①アジア女性基金としてのあいさつと事業の説明、②団体関係者から基金と事業への意見、要望をうかがうことを主目的としています。

## 1月12日、募金総額1億3500万円。免税措置も始まる

アジア女性基金への寄付は、1月12日の集計で、総額1億3499万0889円（件数8104件）に達しました。

昨年12月8日、アジア女性基金に財団法人の許可が下り、同月25日『官報』に「指定寄付」の告示がなされて、アジア女性基金への寄付について税法上の免税措置となります。

「官報」には、次のように告示されました。

「所得税法及び法人税法の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する」（法の条項を略）

## 「女性のためのアジア議員連盟」が発足

与党戦後50年問題プロジェクト3座長である虎島和夫（自民）・上原康助（社会）・荒井聰（さきがけ）各議員が発起人となって呼びかけた議員懇が12月22日、「女性のためのアジア議員連盟」として発足しました。目的は、（1）アジア地域における女性の地位の向上や男女格差の是正を促進するような活動への支援、（2）財団法人女性のためのアジア平和国民基金活動への支援。同日現在、入会した国会議員は40人となっています。

当初加入の議員は次のとおり（=敬称略）。

### ○役員

△会長 三塚博 △副会長 虎島和夫 上原康助 荒井聰 △幹事長 武部勤 △副幹事長（若干名）  
△事務局長 荒井広幸

### ○衆議院

△自民党 三塚博 中川秀直 河村健夫 福田康夫 野田聖子 松岡勝利 竹内黎一 森喜朗 虎島和夫  
荒井広幸 浜田靖一 武部勤 蓼見進 桜井新 安倍晋三 住博司 △社会党 上原康助 五十嵐廣三  
佐々木秀典 大畠章宏 △さきがけ 荒井聰 三原朝彦 鶴山由紀夫 田中甲 篠瀬進=25人  
○参議院 △自民党 菅野安 金田勝年 石井道子 清水嘉与子 武見敬三 亀谷博昭  
△社会党 峰崎直樹 角田義一 日下部靖代子 山本正和 今井澄 三重野栄子 竹村泰子 大淵絹子  
清水澄子=15人

寄付して下さった方々からの郵便振替用紙「通信欄」に書かれたメッセージ――

○…戦中、私はまだ子供でしたが、後に「従軍慰安婦」存在を知り、この犠牲になった女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは日本人一人一人が果たすべきものと考えます。その具体的な行動の一つとしてこの募金の意義を認めます。（広島市・男性）

○…Tフォーラムで勉強させていただいております。（東京中野区・女性）

○…日本軍慰安婦への補償は国がすべきだと思い

ます。（中津川市・女性）

○…少しばかりですが、趣旨に賛同いたしましたので、寄付させていただきました。民間レベルだけの補償でなく政府レベルでの補償ができるよう希望しています。（前原市・女性）

○…ご苦労様です。受領証などくださらなくて結構です。（横浜市・男性）

○…道新（=北海道新聞）の広告を見て。（札幌市・女性）

○…元「従軍慰安婦」の方々のために、少しずつでも、自分のできることから始めたいと思います。がんばってください。（横浜市・男性）

## 元「従軍慰安婦」・活動グループとの面談つぎつぎ

アジア女性基金は昨年中に、つぎの各グループの訪問により、各種の「申し入れ」を受けてきました。それぞれ原理事長、横田運営審議会委員長、事務局長などがお会いし、一部、アジア女性基金から返書も出しています。

▽強制軍隊慰安婦協議会・ハルモニたちとともに歩む会▽挺対協（挺身隊問題対策協議会）▽「従軍慰安婦」被害者の会・ハルモニたちを支える会▽平和と生活をむすぶ会▽太平洋戦争犠牲者遺族会・日本の戦後責任をハッキリさせる会

## アジア女性基金の歩み――

### ●1995年

- 6月14日 五十嵐官房長官、財団法人女性のためのアジア平和国民基金の事業、政府の取り組み、「呼びかけ人」名簿発表
- 7月18日 呼びかけ人の「よびかけ文」、村山總理「ごあいさつ」発表
- 7月19日 女性のためのアジア平和国民基金が発足、東京都港区赤坂に事務所開設
- 7月27日 原文兵衛前参議院議長、理事長に選任
- 8月1日 設立の集い（東築会館）
- 8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解
- 8月15日 新聞広告の掲載により募金活動開始
- 9月22日 募金総額5000万円を突破
- 11月10日 前後に中央紙・ブロック紙・地方紙に一斉広告掲載
- 11月27日 日本記者クラブ主催記者会見にアジア女性基金原理事長、平林外政審議室長らが出席
- 12月6日 募金総額1億円を突破
- 12月8日 女性のためのアジア平和国民基金に財団法人許可（経理府・外務省=共管）  
日本外国特派員協会「昼食会」に呼びかけ人の大鷹・衛藤・大沼氏らが出席
- 12月10日 新事務局長に和田雅夫前ラオス大使が就任
- 12月16日 山形シンポジウム「アジア女性基金を考える」に大鷹・三木・大沼氏が出席
- 12月19日 第1回理事会で原文兵衛理事長、有馬真喜子理事長代行を副理事長に選任
- 12月25日 アジア女性基金への寄付が指定寄付（所得の控除）となる（官報告示）

### ●1996年

- 1月12日 募金総額1億3449万0889円に達する

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS no.3

1/19/1996

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)事務局  
◎郵便振替口座:00180-3-71164 ◎電話:03-3583-9346

## 広報、マスコミ取材つづく

アジア女性基金の広報は、政府の広報番組、マスコミ取材に応じるなどして行っています。最近の広報、取材はつぎのとおりです。

○テレビ神奈川(U) 1月19日20時—22時の外務省提供番組の中で20時44分から10分程度放映の予定。有馬副理事長インタビュー。

○静岡放送ラジオ 外務省広報、1月21日9時30分—10時放送。副有馬理事長。

○ロイターテレビ取材 ニュースフィーチャ配信、1月19日13時30分より録画、下村理事インタビュー。

○A.P.テレビ取材 配信ニュース、1月23日10時30分より、基金事務所で録画。インタビュー対応未定。

## 2月2-3週に全5段新聞広告

アジア女性基金は、財団法人許可、「指定寄付」による免税措置ができるようになった機会に合わせ、2月2週から3週にかけて募金の新聞広告を掲載します。

全5段のスペースで順次、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞に出稿する予定。広告内容でとくに強調することは、「募金は郵便振替で」「郵便振替口座:00180-3-71164」「当基金への寄付金には免税措置」とします。

また、雑誌広告も実施、3月に月刊誌、週刊誌などに出稿する予定です。

## 中学生などの問い合わせいろいろ

都道府県庁や労組からの問い合わせの電話がよくかかります。いつ、いくらの償いを渡すのか。今日的な女性問題とはなにか。「従軍慰安婦」にされた人数は。……

ゼミの課題にしたい、「従軍慰安婦」問題について聞きに行きたいという大学院生には資料を手渡し。グループで「従軍慰安婦」問題をまとめているので、質問があります、と訪ねてきた都内の中学生3人。それぞれ事務局で対応しています。中学生たちは、話を聞いてつぎの質問をしながら涙ぐんだりし、真剣に受け止め精一杯、考えようとしていることがわかりました。

政治セミナーのPAP

アジアにおける女性支援のための議員連盟（仮称）

ご入会のお願い

1、名称（仮称）：アジア女性支援議員連盟

2、目的

(1) アジア地域における女性の地位の向上や男女格差の是正を促進するような活動への支援

わが国は、「政府開発援助（ODA）大綱」を踏まえ、女性を主たる受益対象とする案件を「途上国の女性支援（Women in development、WID）」案件と位置付け、アジア地域を含め世界的に実施してきている（年間8億ドル以上）。本件議連はこうした活動を全般的に支援する。

(2) 女性のためのアジア平和国民基金活動への支援

本年7月に発足した「女性のためのアジア平和国民基金」は、予算面での支援を初めとする政府の協力を受け、政府の資金により、今後アジア地域において女性の名譽と尊厳を守るために事業（関連NGO支援等）を実施していく予定であるところ、本件議連はかかる基金の活動を次のとおり全般的に支援する。

(イ) 国内関係省庁への協力働きかけ、関連予算獲得への側面支援

(ロ) 「基金」の活動全般への理解を促進するための広報活動への協力

(ハ) 上記のほか、「基金」の実施している募金活動への支援（国会議員からの募金奨励、財界への協力働きかけ等）

という主旨のもと、ご賛同いただける各位のご入会をお願い申し上げます。

発起人代表

虎島和夫（自）

上原康助（社）

荒井 駿（さ）

（与党後50年問題プロジェクト3座長）

## 女性のためのアジア議員連盟

### 会則

第一 本会は女性のためのアジア議員連盟と称する。

第二 本会はアジア地域における女性の地位の向上や男女格差の是正を促進する活動の支援と女性のためのアジア平和国民基金活動への支援を目的とする。

第三 本会の会務を円滑ならしむるために左記の役員を置く。  
役員の任期は二年間とする。

会長	一名
副会長	若干名
幹事長	一名
副幹事長	若干名
幹事	若干名
事務局長	一名
顧問	若干名

第四 本会の経費は会費及び寄付金をもつてこれに充てる。  
会費は五百円とする。

第五 本会の総会は年一回として必要に応じて臨時総会を開く。

